給付削減や負担の増を認めることはできません

ヘルパーさん デイサービスも 利用できなくなる

は切り始て

要支援1・2に該当する約150万人の方について、ホームヘルパーの生活援助やディサービスを介護保険から外し、市町村事業に移行すると言われています。

市町村事業に移行すると、プロの介護職員のサービスは激減し、地域のボランティア等に頼って運営することが予想され、都市部と過疎地のサービス格差も懸念されています。

ホームヘルプサービスやディサービスは、居宅で暮らす高齢者の安心・安全の要です。在宅で暮らし続けるためには、少しの変化に気づけるプロの目が必要なのです。

特別養護老人ホームの入所要件を

要介護3以上に!



特別養護老人ホームは要介護1から入居が可能となっています。これを原則、要介護3以上の方しか申込みができないようにしようとしています。

現在特別養護老人ホームの入居待機者は42万人を超えると言われていますが、これより待機者が見せかけ上減ることになります。

特別養護老人ホームは、高齢者の暮らしを支える「生活施設」です。暮らしに関わる諸問題は、老々介護、虐待など介護問題だけに限りません。介護度で制限を加えることは「サービスを自由に選択する」という介護保険制度の理念にも反します。

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

21.老福連

利用料倍に 介護保険サービスの利用料 担となっていますが、一定以上の

介護保険サービスの利用料について、現在は一律 1 割負担となっていますが、一定以上の所得を有する方について、2 割負担にすると計画されています。

たとえば年金収入だけの人の場合、280万円以上と言われており、約20%の利用者が2割負担に該当することとなります。こんなことになれば、いずれは全ての人が2割負担になるなど、果てしない負担増となることが懸念されます。取れるところから取るという場当たり的な改革には納得がいきません。

軽減負担をさらに厳しく

特養 多床室(相部屋)も室料徴収

特別養護老人ホームの入居にかかる費用は、食費、居住費(家賃)と介護にかかる費用の3つに区分されています。そのうちの、食費と居住費については、所得に応じた軽減制度(補足給付)があります。

この軽減制度を受けるにあたり、一定の預貯金も算定対象にするとされています。老後のために蓄えたわずかな預貯金まで、手をつけられることになってしまいます。利用する時に、家族や夫婦で生み出した蓄えを要件にあてるなんて、そもそもの介護保険制度の理念からしても矛盾する改革ではないでしょうか。

そして特別養護老人ホームの相部屋(4人から6人)の室料を住民 税課税世帯の入居者を対象に月額15,000円を徴収しようという案が 出ています。入居要件の限定に加え、利用料の負担増では、たまったも のではありません。





国民には安心の介護を! 職員には待遇改善を介護保険制度の抜本的改善を求めます



日本国憲法のもとで

人として生きる権利と暮らしを守るとり、みを広げて世界一の長寿社会をつくりあげた日本2000年には介護保険制度が始まりましたが「介護の社会化」は実現したでしょうか? 国は「社会保障と税の一体改革」と消費税の引き上げを決めました。しかし、受けられる介護サービスは良くなるどころか次々に給付の削減や自己負担の増が検討されています。

私たち21·老福連は制度改定にむけて、安心の介護と職員には待遇改善を求めます。

公費負担削減分が保険料負担増へ 介護保険以前の高齢者福祉制度 (2000年3月まで) 公費100%

玉

50%

~							
介護保険制度(第5期)保険料50% 公費50%							
保険料		公費					
65 歳~	40~64 歳	国 25%	都道	市町			
21%	29%	国庫負担	府県	村			
		20%調整交	12.5	12.5			
		付金 5%	%	%			

都道府県

25%

市町村

25%



介護保制度は左図のように、介護にかかる費用の負担 割合が決められています。サービスを充実したり、職員の処遇 を改善すれば、介護保険にかかる費用も大きくなります。

「高福祉を求めるなら高負担を」といわれますが、国や自治体の負担割合を高める論議が必要ではないでしょうか。 わずかな負担で必要な介護が受けられる制度に変えていきましょう。

21 世紀・老人福祉の向上めざす施設連会 〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2 - 5 - 6 - 902

(21 · 老福連) Tel 06-6770-1600 fax 06-6770-1611

Mail: roufuku@siren.ocn.ne.jp HP http://www.roufukuren.jp

依然として低賃金の介護・福祉労働者

福祉職場で働く職員給与は、全産業の平均よりも月額 10 万円も低くなっています。こうした中、福祉業界の人材不足は深刻な状況となっています。

今後「団塊の世代」が75歳になる2025年までに、介護職員だけで、 さらに100万人増やす必要があると言われています。

福祉で働く職員処遇は正に「待ったなし」で改善しなければなりません。

		平均	勤続	現金給
	区分	年齢	年数	与額
		(歳)	(年)	(千円)
産	産業計	41.5	11.9	323.8
業	医療業	39.4	8.5	335.4
別	社会保険・社会福祉・介護	40.0	7.1	239.5
	医 師	39.6	5.2	883.6
職	看護師	37.7	7.2	326.0
業	ケアマネージャー	45.6	8.1	261.7
別	ホームヘルパー	41.9	5.4	217.9
	社会福祉施設職員	37.6	5.5	216.4

*資料出所:厚生労働省「平成23年度賃金構造基本統計調査」

職員の処遇改善は「待ったなし」!

21.老福連